

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)	
地域名 (地域内農業集落名)	志染町 (大谷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月29日、令和6年4月22日 (第1~2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農家数は18戸、内15戸が水稻経営(山田錦5ha、キヌヒカリ3ha)を行い、全戸が大谷営農組合の構成員である。
 1名が三木市特産の菊栽培に取り組み、直売所へ出荷している。意向調査回答農家18名のうち、12名(67%)が65歳以上と高齢化が進んでいる。
 現在、(農)オオタニが会計処理を行い、大谷営農組合が水稻の各作業(育苗、耕耘、田植え、収穫)を担っている(所有機械:トラクター2台、田植機2台、コンバイン1台)。乾燥調製作業は窟屋ライスセンターに委託している。
 令和6年から若手後継者1名が就農し水稻栽培を行う予定で、大谷地区の新たな担い手として期待されている。
 近年、一部の農家の高齢化等によって自己保全農地が散見されており、今後の地域農業のあり方や将来の農地利用についての検討が必要となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻栽培は、引き続き、酒米「山田錦」を主要品種としつつ、食用米(小粒)品種はキヌヒカリとする。また、菊栽培の後継者育成も図り、地域特産物の生産を継続する。
 今後、営農組織が中心となり、空き農地等を活用し、黒大豆等の高収益作物を栽培し、収益確保を目指す。
 また、地区内の若手農業後継者4名に対し、大型特殊免許の取得をすすめるとともに、機械作業にも慣れてもらいながら、営農組織のオペレーターとして将来の担い手を育成する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.80 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.80 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を中心に農業上の利用が行われる区域とし、林地に接している遊休農地は区域外とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
(農)オオタニを中心に、農業委員、農地利用最適化推進員等と調整しながら、農地バンクを通じて集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理事業制度を地区農家に周知を行いながら、今後、離農や規模縮小に伴う農地の権利設定は、(農)オオタニに中間管理事業を活用し集積できるよう誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
圃場整備後約25年が経過しており、パイプライン等の修理を進めつつ、営農が継続できる条件整備を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
大谷集落において、新規就農者等就農を希望する者がある場合は、空き家への入居も含め、地域の貴重な担い手として受け入れられるルールを作り、三木市や加西農業改良普及センター、JA兵庫みらいとも連携し、多様な担い手育成確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
引き続き、良質な山田錦生産に欠かせない病害虫の仕上げ防除を、JA兵庫みらいに委託する。また、水稻の乾燥調製作業は窟屋ライスセンターに委託し、作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備、新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ③今後、(農)オオタニの機械更新の際には、オペレーターの作業負担軽減や新規オペレーターの確保、作業の省力化を図るため、スマート機器の導入を進める。
- ⑦農家の大きな作業負担となる法面管理の省力化に向けムカデ芝の導入を検討するなど多面的機能支払交付金等の活用により、農地、水路等の保全管理をすすめ、継続的な農業生産や快適な住環境づくりに取り組む。